

環境マイスター制度について

1 環境マイスターについて

(1) 目的

店頭及び顧客営業先において、顧客に対して、地球温暖化防止、省エネルギー省資源等の適切な情報を提供し、顧客の自己判断に基づく環境保全型商品の購入を推奨する。

(2) 認定

業界団体（①一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部、②山形県電機商業組合、③山形県サッシ・ガラス協同組合）、山形県地球温暖化防止活動推進センター、NPO 環境市民(京都府)の三者により認定される。

マイスター候補者は、養成研修の受講（2日間）及び試験合格が必要

- ・地球温暖化の現状、メカニズム、被害予測
- ・温暖化防止のための住民行動、特にグリーンコンシューマー活動
- ・グリーン購入、当該商品のグリーン購入ガイドライン
- ・国の温室効果ガス削減目標等の内容
- ・環境保全型商品を顧客に勧める意義（環境側面、経営側面）
- ・環境保全型商品の具体的知識とポイント
- ・地域における地球温暖化防止、省資源・省エネルギー活動の動向（行政、住民活動）等

2 各環境マイスターについて

① 自動車部門（一般社団法人日本自動車販売協会連合会山形県支部）

平成17年度開始

②家電部門（山形県電機商業組合）

平成17年度開始

③サッシ・ガラス部門（山形県サッシ・ガラス協同組合）

平成20年度開始